

平成 28 年 5 月 20 日

インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に 対する要請について（平成 27 年 10 月～12 月）

消費者庁は、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示について、改善要請等を行いました。

消費者庁では、平成 27 年 10 月から 12 月までの期間、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視を実施しました。この結果、230 事業者による 306 商品の表示について、健康増進法第 31 条第 1 項に違反するおそれのある文言等があったことから、これらの事業者に対し、表示の改善を要請するとともに、ショッピングモール運営事業者へも表示の適正化について協力を要請しました。

消費者庁では、引き続き、健康食品等の広告その他の表示に対する継続的な監視を実施し、法に基づく適切な措置を講じてまいります。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁 表示対策課食品表示対策室

担当者：松本、阿部

電話：03-3507-8800（代表）

（内線 2379）

インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視状況

1. 監視方法

- (1) 監視期間：平成27年10月から12月まで
- (2) 検索方法：ロボット型全文検索システムを用いて、キーワードによる無作為検索の上、検索されたサイトを目視により確認。

(3) 検索キーワード：以下のとおり

監視期間	主な検索キーワード
① 平成27年10月から12月まで	<ul style="list-style-type: none"> ・「癌」、「脳梗塞」、「動脈硬化」、「関節痛」、「インフルエンザ」等の疾病の治療又は予防を目的とする効果があるかのような表現 ・「脂肪吸収」、「肝機能」等の身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効果があるかのような表現
② ①の期間のうち、別途平成27年12月1日から12月28日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・「機能〇〇食品」等の保健機能食品（特定保健用食品、栄養機能食品及び機能性表示食品の総称）と紛らわしい等の表現 <p style="text-align: center;">〔（注）「食品表示の適正化に向けた取組について」（平成27年11月24日）の一環としての取組〕</p>

2. 監視結果及び改善要請

- (1) 上記(3)の①による監視の結果、201事業者225商品について、健康増進法第31条第1項に違反するおそれのある文言等を含む表示を行っていたことが確認されたため、当該事業者に対し、当該表示の改善を要請した。

また、当該事業者が出店するショッピングモール運営事業者に対し、同要請を行った旨を通知し、当該運営事業者に表示の適正化について協力を要請した。

- (2) 上記(3)の②による監視の結果、29事業者81商品について、健康増進法第31条第1項に違反するおそれのある文言等を含む表示を行っていたことが確認されたため、当該事業者に対し、当該表示の改善を要請した。

3. 直近のインターネット監視結果

監視期間	改善要請件数		改善件数	
	事業者数	商品数	事業者数	商品数
平成26年度	84	131	84	131
平成27年4～6月	2	2	2	2

平成 27 年 7～9 月	26	31	26	31
平成 27 年 10～12 月	230	306	—	—

4. 参照条文

健康増進法（平成 14 年法律 103 号）（抜粋）

（誇大表示の禁止）

第三十一条 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項（次条第三項において「健康保持増進効果等」という。）について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

2（略）

（勧告等）

第三十二条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3（略）

（注）食品表示の適正化に向けた取組について（平成 27 年 11 月 24 日）

（抜粋）

3 表示の適正化等に向けた重点的な取組について

（1）保健機能食品と紛らわしい名称等の適正化

「保健機能食品以外の食品における表示の適正化について（協力要請）」（平成27年3月31日付け消表対第446号）（別紙2）を踏まえ、保健機能食品以外の食品について、引き続き、「機能〇〇食品」等と表示がなされた保健機能食品と紛らわしい表示に係る国の監視指導を行う。

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin1485.pdf>

<参考>

平成27年10月から12月までの期間に表示されていた健康保持増進効果等について（一部）

商品区分	表示されていた健康保持増進効果等
生鮮食品 （農、水産物） 【29商品】	・ 血圧やコレステロールを下げ、肝機能を高め、解毒作用の促進、生活習慣病の予防効果等を標ぼうする表示
加工食品 （農産加工品、水産加工品等） 【96商品】	・ 活性酸素の働きを抑制、抗酸化作用により、がんや動脈硬化の予防、エイジングケアの効果を有すること等を標ぼうする表示
飲料等 （茶、コーヒー及びココア調製品、飲料、酒類） 【89商品】	・ 心臓病・動脈硬化の予防、抗がん剤としての働き、高血圧・糖尿病の予防などの効果を有すること等を標ぼうする表示 ・ 抗酸化作用、粘膜の保護、免疫力アップにより、風邪やインフルエンザ、花粉症に効果を有すること等を標ぼうする表示
いわゆる健康食品 （カプセル、錠剤、顆粒状等） 【92商品】	・ 脂肪燃焼、新陳代謝を向上、老廃物の除去の効果を有すること等を標ぼうする表示 ・ 女性ホルモンの活性化に働きかけ、美白美肌、更年期障害の軽減、高血圧や動脈硬化予防等に効果を有することを標ぼうする表示